

鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
の一部改正について

次のように改める。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年鹿沼市条例第 4 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。